

令和 7 年 2 月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）に係 る意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
イ	令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 1 号）（案）に係 る意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
ウ	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に 関する条例の一部改正」部分）・・・・・・・・・・	1
エ	久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施 要綱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
オ	久喜市文化財調査委員の委嘱について・・・・・・・・・・	1 3

ウ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（久喜市職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 久喜市職員の分限に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

（久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号及び第 4 号並びに第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

（久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第 4 条 久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 17 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

（久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第 5 条 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項及び第 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（久喜市普通河川等管理条例の一部改正）

第 6 条 久喜市普通河川等管理条例（平成 22 年久喜市条例第 198 号）の一部

を次のように改正する。

第 18 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（久喜市消防団条例の一部改正）

第 7 条 久喜市消防団条例（平成 23 年久喜市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

（久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第 8 条 久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 24 年久喜市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

（久喜市行政不服審査会条例の一部改正）

第 9 条 久喜市行政不服審査会条例（平成 28 年久喜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 10 条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年久喜市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第 11 条 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年久喜市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条及び附則第 2 条第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例第 6 条の 3 第 1 項第 1 号、第 3 条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 4 条の規定による改正後の久喜市

一般職職員の給与に関する条例第 17 条の 6 第 1 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(期末手当) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑以上の刑</u>に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑以上の刑</u>に処せられたもの 第8条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑以上の刑</u>が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略	(期末手当) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮以上の刑</u>に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮以上の刑</u>に処せられたもの 第8条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮以上の刑</u>が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略

2 略	2 略
3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮以上の刑</u>に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略	3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮以上の刑</u>に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略

エ 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱について

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食材費等の物価高騰が幼稚園の給食に係る経費に甚大な影響を与えていることを踏まえ、幼稚園が提供する給食の質及び量を維持し、幼稚園を利用する児童の保護者が負担する給食費（以下「給食費」という。）の増加を抑制するため、市内の幼稚園に対し、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を給付する久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による市の確認を受けていないものをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、市内において幼稚園を運営するものとする。

(給付金額)

第4条 給付金の額は、令和7年1月初日時点における幼稚園に在籍する児童数に500円及び令和7年1月から令和7年3月までの期間の月数を乗じて得た額とする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 令和7年1月初日の幼稚園に在籍する児童数が確認できる書類
- (2) 幼稚園を利用する児童の保護者への重要事項説明書その他の給食費の額が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(給付の決定)

第 6 条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して給付の可否を決定し、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(給付の条件)

第 7 条 市長は、給付金の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請者は、令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間、給食費を増額しないこと。

(2) 申請者は、令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間、給食の質及び量を維持すること。

(3) 申請者は、幼稚園を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより前 2 号に掲げる事項を実施する旨を周知すること。

(請求等)

第 8 条 第 6 条の規定により給付の決定を受けた申請者は、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付請求書（様式第 3 号）により市長に給付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に対し、給付金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し及び給付金の返還)

第 9 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたと判明したときは、給付の決定を取り消し、当該申請者に対し、期限を定めて給付した給付金の返還を求めるものとする。

(調査等)

第 10 条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に

対し、必要事項について報告させ、又は職員に關係帳簿等を調査させることができる。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 6 条の規定により給付の決定をした給付金については、第 8 条から第 10 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
法人名
代表者職・氏名
（個人の場合は、住所及び氏名）

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設名

2 申請額 金 円

3 同意事項

- （ 1 ） 令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間、給食費を増額しないこと。
- （ 2 ） 令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- （ 3 ） 幼稚園を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより（ 1 ）及び（ 2 ）を実施する旨を周知すること。

4 添付書類

- （ 1 ） 令和 7 年 1 月初日の幼稚園に在籍する児童数が確認できる書類
- （ 2 ） 幼稚園を利用する児童の保護者への重要事項説明書その他の給食費の額が確認できる書類
- （ 3 ） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金について、下記のとおり給付（不給付）の決定をしましたので、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

（給付の決定の場合）

1 施設名

2 給付決定額 金 円

3 給付の条件

- （1） 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食費を増額しないこと。
- （2） 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- （3） 幼稚園を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより（1）及び（2）を実施する旨を周知すること。

（不給付の決定の場合）

不給付の理由

様式第3号(第8条関係)

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
法人名
代表者職・氏名

印

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 施設名

2 請求額 金 円

3 給付金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

教育長報告オ 「久喜市文化財調査委員の委嘱について」につきましては、人事案件であるため非公開です。